

住宅等の耐震に関する補助制度のご案内

WEB 1005979

木造住宅無料耐震診断

市が木造住宅耐震診断員を派遣し、**無料**の耐震診断を行います。

対象 ○昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅(在来軸組構法及び伝統構法)で、現在も居住しているもの

令和8年度から以下の住宅も無料耐震診断の対象となりました。

○昭和56年6月1日から平成12年5月31日に建築された木造住宅(在来軸組構法)で、定められた検証方法により、耐震性に課題があると判断された住宅で、現在も居住しているもの

耐震シェルター設置

木造住宅耐震診断の結果に基づいて耐震シェルターを設置する工事を行う場合、その費用の一部を補助します。

対象 ○木造住宅耐震診断の結果、耐震性が不足する住宅

補助金の上限30万円

※設置費用のうち上記の金額まで

ブロック塀等撤去

市道等に面した高さが1m以上のブロック塀等の撤去工事に要する費用の一部を補助します。

対象 ○道路又は公共施設の敷地との境界から2.2m以内に設置されたコンクリートブロック等

補助金の上限10万円

※撤去費用又は1m当たり1万円のいずれか少ない額の1/2で、上記の金額まで

木造住宅耐震改修

木造住宅耐震診断の結果に基づいて耐震改修工事を行う場合、その費用の一部を補助します。

対象 ○木造住宅耐震診断の結果、耐震性が不足する住宅

補助金の上限120万円

※改修費用の8/10で上記の金額まで

木造住宅除却

木造住宅耐震診断の結果に基づいて解体工事を行う場合、その費用の一部を補助します。

対象 ○木造住宅耐震診断の結果、耐震性が不足する住宅

補助金の上限20万円

※設置費用のうち上記の金額まで

各種補助金毎に詳細な条件がございます。また、工事を着手する前に申請し、交付決定を受ける必要があります。

詳しくは市公式ウェブサイトをご確認ください。

まずは都市計画課にご相談ください!



問 都市計画課 ☎441・7112

虐待の相談・通報はこちらへ

児童虐待 ☎444・3173(子ども福祉課) または ☎189(児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応)

障がい者虐待 ☎485・5980(障がい福祉課) **高齢者虐待** ☎444・3141(高齢福祉課)

※夜間・休日における市役所への連絡は時間外窓口につながります。

※ **FAX** 443・2571(共通) ✉gyakubou@city.ama.lg.jp